

会議所報「商工はつかいち」作成業務委託仕様書

1. 業務の目的

会議所報は会員企業と商工会議所を繋ぐ唯一の紙媒体である。以下の点を重視し情報の橋渡しを行うことを主な目的とする。

- (1) 情報提供：セミナー・行事、補助金などの会員サービス情報を正確に伝えることで、会員企業が必要な支援を受けられるようする。
- (2) 地域経済の理解：地域の経済動向や課題を把握し、それに基づいた情報を提供することで、会員企業が適切な経営判断を行えるようにサポートする。
- (3) コミュニケーション促進：会員間の交流を促進し、異業種間の連携を強化することで、新たなビジネスチャンスを生み出す環境を整える。

<読者層等>

読者層：会員企業経営者、従業員 50代以上男女がメイン読者

発行部数：2,000部 (内訳)

会員企業（旧廿日市市内）	約 1,150 部
会員企業（旧廿日市市外）	約 550 部
公的機関・関係機関等	約 50 部
一般	約 250 部

2. 会報誌規格

- (1) 大きさ等 A4版、オールカラー、右綴じ
- (2) ページ数 12ページ
- (3) 文字 主たる活字の大きさ 11 ポイント
- (4) 紙質 上質紙 厚さ 90
- (5) 印刷部数 2,000部／号
- (6) 発行回数 年 10回×3年（令和7年5月号～令和10年4月号）

3. 業務内容

- (1) 紙面構成に基づき、商工はつかいちの編集・レイアウト・デザイン等の業務を実施する。
原稿の入稿は原則、電子データとする。作成にあたっては「1. 業務の目的」に沿って、企業経営・地域経済活性化に寄与する情報を的確・正確に伝えることを主とし、その中に、ワクワク感、興味をそそる遊びの要素を入れ、多くの人に読んでもらえるデザインすること。
- (2) 校正は1回以上を行うこととし、校正ごとにPDFにて提示すること。再校正や各ページの細かな修正は随時メール等で依頼することがある。
- (3) 完成品を、廿日市商工会議所（廿日市市本町5番1号）及び指定する場所（廿日市市内）に納品すること。納品期限は、年間計画表による。
- (4) 納品する会報誌のPDF（5MB以下、テキスト抽出可）を提出すること。
- (5) これらに付随する業務を行う。

4. 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

5. 著作権

本業務にて制作した成果物の著作権および専属使用権は廿日市商工会議所に帰属する。廿日市商工会議所がデザインを加工して二次使用することも受託者はこれを認める（著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む）。受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。

6. その他

- (1) 会報誌 1 号ごとの請求とすること。
- (2) 紙面の質を向上させるため、広報担当者に対しアドバイスなどを行うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、別途協議の上決定する。

7. 担当

廿日市商工会議所総務課 (〒738-0015 廿日市市本町 5-1)

電話：0829-20-0021